

第 2 期文化芸術推進基本計画 (中間報告・たたき台 (案))

第 1 我が国の文化芸術を取り巻く状況

- 文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）に基づき策定された文化芸術推進基本計画（第 1 期）（以下「第 1 期計画」という。）は平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 か年計画であり、本年度末に計画期間を終了する。
- 文化芸術推進基本計画（第 2 期）（以下「第 2 期計画」という。）の策定に向け、「我が国の文化芸術を取り巻く状況」を確認する。

1. 第 1 期計画期間中における文化芸術を巡る主な動向

- 平成 30 年 6 月、文部科学省設置法（平成 11 年法律第 96 号）の改正により、文化庁が中核となって我が国の「文化に関する施策を総合的に推進」する権限を新たに規定した。併せて文部科学省本省から「芸術に関する教育」や「博物館に関する事務」を文化庁へ移管した。
- 令和元年 9 月、日本で初めて、第 25 回 ICOM（国際博物館会議）京都大会が開催されるとともに、同大会の理念を踏まえ、令和 4 年 5 月に約 70 年振りに博物館法を改正した。
- 令和 2 年 4 月、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とし、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号。以下「文化観光推進法」という。）が成立した。
- 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の 2 度にわたる改正により、地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するための制度及び無形文化財の登録制度を創設（平成 30 年、令和 3 年）した。
令和 3 年 12 月には、我が国の貴重な文化財を後世に確実に継承していくための 5 か年計画となる「文化財の匠プロジェクト」を策定し、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築に着手した。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する重要な機会と位置付け、日本の文化芸術の魅力を国際社会にアピールすることを目的とした官民協働の大型プロジェクトである「日本博」を展開（平成 31 年旗揚げ）するとともに、日中韓文化大臣会合をはじめとする我が国が中核となった国際交流も進展させた。

2. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響

- 令和 2 年初頭より、新型コロナウイルス感染症の世界的な規模での感染拡大が進み、同年 2 月末、政府より、文化芸術イベントの中止・延期・規模縮小の要請がなされた
その後、度々、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されることにより、イベント開催が困難な時期が継続し、宣言解除後も、収容制限が課される状況が継続した。

- これにより、文化芸術活動の減少や、観光需要の低下による文化芸術関係者への影響、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校や地域における子供の文化芸術活動の極端な減少がみられた。

3. 様々な社会状況の変化

- デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展や、AI・ビッグデータの活用等による技術革新、Web3.0時代の到来等の変化により、表現及び鑑賞形態、アート作品の取引態様の多様化等が生じている。あわせて、文化芸術作品のアーカイブ化の進展、文化財保護におけるデジタル技術の活用など、文化芸術分野のあらゆる場面にデジタル化の影響が表れている。
- 急激な少子高齢化の進行により、文化芸術分野のあらゆる現場において、担い手の確保がこれまで以上に困難な状況となっている。特に、文化財を保護し次世代へ継承するための専門家や地域における伝統的な文化芸術の継承を担う人材を確保することが、極めて深刻な状況にある。
- 急激な少子高齢化のもう一つの側面として、今後、国内においては、鑑賞者等の支え手が大幅に減り、需要・市場が縮小することが見込まれる。これを踏まえ、将来の厳しい環境下で求められ続けるものは何か、というマーケットインの発想で対応を進める必要が高まっている。
- 国連やG20といった国際的なコミュニティにおいて、気候変動や多様性の尊重といった地球規模の課題を解決し、持続可能な社会の実現を図るべく、文化芸術が貢献することが求められている。こうした要請に対して我が国としていかなる貢献を果たすかが大きな課題になっている。
- 世界市場においてアジアから発信されたコンテンツが広く人気を博し、我が国でも支持されている一方で、我が国の文化芸術やコンテンツに対する世界的な関心が同様に増大している状況にあるとは言えない。海外の目線や潮流を踏まえつつ、我が国文化芸術コンテンツのグローバル展開をいかに戦略的かつ加速度的に進めていくかが大きな課題になっている。

4. 文化芸術推進基本計画（第2期）の策定に向けて

- 令和4年6月に文部科学大臣より文化審議会に対して、「ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策」「文化と経済の好循環を創造するための方策」「文化芸術行政の効果的な推進の在り方」を論点として、第2期計画の内容について諮問が行われた。
- これを受け、令和4年8月より、文化審議会文化政策部会において、文化芸術団体や関係独立行政法人、関係各省庁の意見を聴取しながら、第2期計画の検討を進めた。

第2 第1期計画で示された施策の実施状況／達成状況の評価

1. 第1期計画の各戦略の中間評価

第1期計画で掲げられた以下の6つの戦略について、計画期間当初においては、戦略で設定された取組について一定程度進展し、成果が得られた面も存在すると判断されるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、目標、戦略に掲げた成果を得ることが困難な状況に至ったものと概括する。

- (1) 「戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」について
- (2) 「戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現」について
- (3) 「戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献」について
- (4) 「戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成」について
- (5) 「戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成」について
- (6) 「戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成」について

2. 第1期計画の評価を踏まえた課題

- 計画期間中に浮き彫りになってきた戦略ごとの課題としては、おおむね以下のようなものが挙げられ、第2期計画の策定に当たっては、こうした課題を解決していくために必要となる具体的な方策を検討し、提示していくことが求められた。

(戦略1 関係)

- ・ コロナ禍の影響を受け、我が国の文化芸術の担い手の活動基盤が脆弱であることが改めて明らかとなった。文化芸術の担い手同士が互いに助け合い、技芸を守り、高めることができる環境を創造することが課題である。
- ・ 文化芸術の担い手である組織や個人が、着実かつ安定的に創造的な活動を継続できる環境を整備するとともに、自らの活動を推進するための適切な支援が行えるように、文化芸術カウンスル機能において、資金配分を通じた担い手の自律性・持続性を向上させる機能を強化し、自ら持続的な発展を押し進めていけるよう改善していくことが課題である。

(戦略2 関係)

- ・ アート市場の活性化や、我が国のアートを取り巻く環境の改善、我が国アートの国際的なプレゼンスの向上など、我が国におけるアートの持続的な発展を図るためには、グローバル化する世界のアート界の状況やアジア圏域の経済成長等に伴う世界のアート市場の成長・拡充に対応し、より一層の振興方策を講ずることが課題である。
- ・ 文化観光の推進については、国内外の観光需要の回復に備え、文化振興・観光振興・地域活性化

の好循環を創出していくことが課題である。

(戦略3 関係)

- ・ 日本博の開催、外国人に対する日本語教育の振興などの分野は、コロナ禍からの回復及び水際措置の緩和を受けたインバウンド需要の拡大や、我が国への外国人の流入増加に対応すべく、計画に記載された取組を着実に実施することが課題である。

(戦略4 関係)

- ・ ウィズコロナ時代を見据え、博物館や美術館、劇場・音楽堂といった文化施設や、建物、遺跡、景勝地等へのアクセスの効率化、デジタル空間における鑑賞等、誰もが気軽に文化資源に触れることができる環境を醸成することが課題である。
- ・ 障害者や在留外国人など、文化芸術が誰にでも開かれ、触れることができる環境を充実させることが課題である。

(戦略5 関係)

- ・ 長期的な視野に立った文化芸術の実演家、技術者・制作者の育成支援、伝統芸能伝承者の確保・養成、文化財修理、用具・原材料の確保のための人材育成等に引き続き取り組むなど、文化芸術の担い手を適切に確保する方策を多面的かつ長期的に検討することが課題である。

(戦略6 関係)

- ・ 文化財保護法に基づく市町村における文化財保存活用地域計画の認定を進め、文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体の参加や連携・交流を促進していくことが課題である。
- ・ 文化芸術に対する寄附の受入れ拡大のためには、文化芸術組織への寄附、寄贈への相続税や所得税の控除など、寄附・寄贈へのインセンティブ付与等により、文化芸術に対する寄附意識を醸成することが課題である。

第3 文化芸術政策の中長期的な目標と、第2期計画における方向性

1. 中長期目標について

コロナ禍からの回復、文化芸術をめぐる技術革新の進展、文化芸術を経済的な発展の中心と捉えるクリエイティブ経済論やすべての営みの中心が文化芸術になるという「カルチャー3.0」の考え方の広がり等、文化芸術政策を取り巻く国際的な状況の変化を踏まえ、文化芸術の「多様な価値」(本質的価値及び社会的・経済的価値)を創出・活用し、文化芸術自体の持続的発展のみならず、文化芸術が牽引する我が国の社会・経済の発展をも目指し、中長期的な視点からの四つの中長期目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を定めることとする。

この際、第1期計画の「目標」が、①文化審議会における議論及びその後のパブリックコメント等を含め、国民的な対話を礎として設定されたこと、②計画期間(5年間)にとどまらず、中長期的な視点に立って設定されていること、③コロナ禍の影響等により、未だその達成に至っていないと判断されること、などの要因から、近時の文化芸術をめぐる動向等を踏まえつつ、第1期計画の構成及び内容を基本的に踏襲する。

文化芸術推進基本計画(2期) 中長期目標(今後の文化芸術政策の目指すべき姿)

- 中長期目標① 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
- 中長期目標② 創造的で活力ある社会の形成
- 中長期目標③ 心豊かで多様性のある社会の形成
- 中長期目標④ 持続可能で回復力のある地域コミュニティの形成

2. 第2期計画における重点目標

これまで、内閣における文化経済戦略特別チームの設置及び文化経済戦略の策定、文化庁の機能強化(文化経済・国際課の設置)、文化観光推進法の成立、文化審議会文化経済部会の設置等により、文化芸術基本法に基づき、政府一丸となって「文化と経済の好循環」創出のための取組を推進してきた。

こうした取組の推進により、文化芸術は、人々が感動し、創造の源となりうる本質的価値だけでなく、周辺領域に経済的波及効果をもたらす経済的価値、さらに、地域コミュニティや人々のつながりの醸成など、幸福、ウェルビーイングに資する社会的価値と合わせて、3つの価値をバランスよく向上させることが文化芸術の持続的発展には必要不可欠であることが明らかになりつつある。

さらに、グローバル社会における国際競争の中で、イノベーションの源泉となりうる文化芸術の重要性は更なる高まりを見せている。

こうした趨勢に鑑み、第2期計画における4つの中長期目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を実現するため、計画期間中(令和5年度から令和9年度までの5年間)においては、文化芸術の本質的価値の創造・深化を図るとともに、文化芸術の有する社会的・経済的価値の創出・活用に重点を置き、我が国における地域活性化・経済成長を推進するという「文化と経済の好循環の創出と加速」を重点目標と位置づけ、政府一丸となり、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進める。

具体的には、「文化と経済の好循環の加速」のために必要となる6つの重点取組を推進することと

し、その推進に当たっては、①文化施設等の「ハード」及びデジタル空間を含めた「場」の整備、②「ソフト」の整備、③文化芸術の担い手を確保し、育成・養成するための「人材」の育成・養成という点を意識した取組を展開するものとする。

(1) 新時代の文化芸術活動の推進

文化芸術の担い手が、その活動を継続する際に障壁となっている課題を取り除くことにより、更なる本質的・経済的・社会的価値の創出・活用を促進するため、文化芸術分野における事業環境の改善及び脆弱な活動基盤の強化等に資する施策を重点的に実施する。また、文化芸術の担い手が、コロナ禍を乗り越え、より創造的かつ積極的な活動に継続的に従事することを可能とするほか、芸術水準の向上が図られるよう、文化芸術の担い手の確保・養成・育成に資する取組の着実な推進、文化芸術団体の支援や、我が国におけるアーツカウンシル機能の強化などの新たな文化芸術活動の推進方策を提示する。

(2) 「文化資源の保存と活用」の一層の促進

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であり、国内外の人々を惹きつけ、我が国や地域の魅力を伝えることができる文化資源である。こうした重要性・価値を有する一方で、近年、文化財の適切な周期での修理、修理に携わる専門的な人材の養成や、保存のために必要な用具・原材料の確保が喫緊の課題となっている。無形文化財及び民俗文化財、地域の伝統行事等についても、後継者不足等により保存・継承が危ぶまれていることから、その確実な伝承と一層の活用が必要である。こうした現状に鑑み、文化財の持続可能な保存体制の構築を図るため、令和3年に策定された「文化財の匠プロジェクト」の推進及びその充実を通じて、文化財の保存継承のための用具・原材料の確保、修理技術者等の養成・確保、適正周期で修理するための事業規模の確保に重点的・一体的に取り組む。併せて国立の文化財修理センター（仮称）の整備を検討し、我が国の修理文化の継承・発展を図る。無形文化財及び民俗文化財についても、保存・活用に係る支援を充実させるとともに、新設された登録制度の活用を促進していく。また、優れた建築作品はそれ自体が芸術であり、地域の文化資源でもあることから、建築文化の振興を図るため、近現代建築の保存・活用に関する取組等を推進する。

(3) 文化芸術を通じた我が国の「次代を担う子供たち」の育成

学校における芸術教育の改善・充実を図るとともに、子供たちによる文化芸術・鑑賞体験機会の確保、文化部活動の円滑な地域連携や地域文化クラブへの移行を促進するなど、我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するための取組を重点的に実施する。あわせて、各地域において上記の取組を着実に実施することができるよう、その運営を支える専門的な人材を確保・育成することにより、子供たちの豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む。

(4) 多様な主体の参画・連携による文化芸術の価値創出

文化芸術活動の自律的・持続的な発展を目的とし、それらの活動主体が抱える課題を解決するための伴走型支援を実施するとともに、文化芸術振興を目的とした多様な資金調達を促進するなど、文化

芸術に関わる様々な主体が自らの能力を最大限に発揮していく状況を創出するため、文化芸術を取り巻く環境の整備に重点的に取り組む。

また、我が国におけるアートの持続的な発展を図るため、文化関係独立行政法人の我が国アート全体の振興を行うためのナショナルセンター機能の強化を推進するとともに、我が国発のアートの国際的なアートフェアへの出展等のグローバル発信への支援や、国際的なアートフェア誘致等により、海外有力コレクターや最新のアート作品を我が国に集めることを通じた国内アート市場の活性化、こうした取組を実際に進めていくコーディネーター等のアート専門人材の育成等、アート・エコシステムの確立に取り組む。

さらに、デジタル・トランスフォーメーション（DX）時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応し、「権利保護・適切な対価還元」と「コンテンツの利用円滑化」によるコンテンツ創作の好循環を実現し、その効用を最大化する著作権制度・政策に取り組む。

（５）文化芸術のグローバル展開の加速

世界の目線や潮流、市場を踏まえた、文化芸術の担い手のグローバルな活動の支援を含む積極かつ戦略的な文化芸術の発信に係る取組を重点的に実施する。あわせて、世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点となるために必要な人材育成、環境づくりに係る取組を実施する。さらに、我が国の文化政策に気候変動や持続可能な開発といった地球規模課題の観点を位置づけ、その課題の解決に貢献していく。

（６）文化芸術を通じた「地方創生／地域振興」の推進

年齢、居住する地域、障害の有無等に関わらず、全ての国民が、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、国立文化施設をはじめとする全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進、文化観光の推進による文化についての理解を深める機会の充実、建築文化の振興、地域における文化芸術振興を推進する人材の育成、地域版アーツカウンシルをはじめとする地域の中核となる機関の機能強化、創造都市ネットワークに本当の枠組みを活用した広域連携、文化芸術資源を活用した特色ある拠点の形成と持続可能な文化芸術によるまちづくり、地域における文化芸術鑑賞・体験の機会を確保するための統括団体による地方公演の展開支援、地域の伝統行事等の継承・振興など、地域における文化芸術活動の積極的な展開を支援し、地方創生を図るための施策を重点的に実施する。

第4 期中目標を達成するための施策群／今後5年間に講ずべき具体的な施策

文化芸術基本法に基づく、第2期計画の効果的かつ着実な推進を図るため、計画期間において推進すべき文化芸術施策を、関連項目ごとに「施策群」としてまとめ、それぞれに到達すべき姿を示す。あわせて、関係省庁の関連施策や文化芸術基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含めて「今後5年間に講ずべき具体的な施策」を盛り込む。

【施策群】

- ① コロナからの復興と文化芸術水準の向上等
- ② 基盤強化、自律的運営による文化芸術の持続可能な発展
- ③ 文化芸術のグローバル展開
- ④ 世界に開かれた文化芸術の好循環の創出
- ⑤ 芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術・鑑賞体験機会の確保
- ⑥ 障害者等の文化芸術への参画促進による共生社会の実現
- ⑦ 「文化財の匠プロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築
- ⑧ 国際協力を通じた文化資源の保存・活用（世界遺産・無形遺産等）
- ⑨ 国土強靱化に資する文化財の防火・防災対策の推進
- ⑩ 文化観光の推進による好循環の創出
- ⑪ 食文化をはじめとした生活文化の振興
- ⑫ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実
- ⑬ 国語の振興、日本語教育の推進
- ⑭ DX時代に対応した著作権制度の構築
- ⑮ 文化芸術の未来への継承（アーカイブ化等の促進）
- ⑯ 文化芸術によるまちづくりと地域活性化

第5 第2期計画の推進のために必要な取組

（1）評価・検証サイクルの確立

第2期計画においては、数値を含む目標や指標と文化芸術の推進等のために実施していくべき各種施策との関係性を整理し、その精緻化を図るべく、ロジックモデルを構築することとする。

また、質の高い文化芸術政策を立案するために必要不可欠となる、国内外の文化芸術活動に関する動向や、海外における文化芸術政策の現況といった情報を速やかに把握するとともに、文化芸術政策の社会に対するインパクト等を正確に評価するため、大学や独立行政法人、研究機関と連携するなど、文化庁の調査機能を最大限発揮するための体制構築を推進する。

（2）第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開

第2期計画を広く国民に周知するため、広報すべき内容に応じて、情報発信のタイミングや、対象となる国民層、国民のニーズや社会の動向等を意識した広報ツール（SNS、動画配信サービス等）を適宜活用していくとともに、広報の対象となる層に応じて、第2期計画の中で理解してもらいたい考え方

や、関心が高いと思われる施策等を取り出して、分野別に情報提供を実施していく。

（３）地方公共団体への計画策定の働きかけ

地方公共団体においては、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、第２期計画を参酌して、できる限り速やかに地方文化芸術推進基本計画を改定・策定することが期待されている。こうした地方公共団体の取組を促すため、地域の特性や現場のニーズに応じた施策を主体的に実施することができるよう、国としても必要な情報提供等を実施することとする。